

DWS世界新興国株式ファンド

追加型投信／海外／株式

- 本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。

委託会社［ファンドの運用の指図を行う者］

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 359 号

ホームページアドレス

<https://funds.dws.com/ja-jp/>

電話番号 03-5156-5108

（受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

受託会社［ファンドの財産の保管及び管理を行う者］

株式会社りそな銀行

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

本書により行うDWS世界新興国株式ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年5月17日に関東財務局長に提出しており、2024年5月18日にその効力が発生しております。

1. 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
2. 投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

<商品分類及び属性区分>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産（投資信託証券（株式））	年2回	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<委託会社の情報>

委託会社名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月8日
資本金	3,078百万円（2024年3月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	543,446百万円（2024年3月末現在）

投資信託の基礎知識

(注) 本ページは投資者の皆様には投資信託の基本をお伝えするためのものであり、当ファンドの投資対象や仕組み等を説明したものではありません。当ファンドの詳細については、目論見書本文をご確認下さい。

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



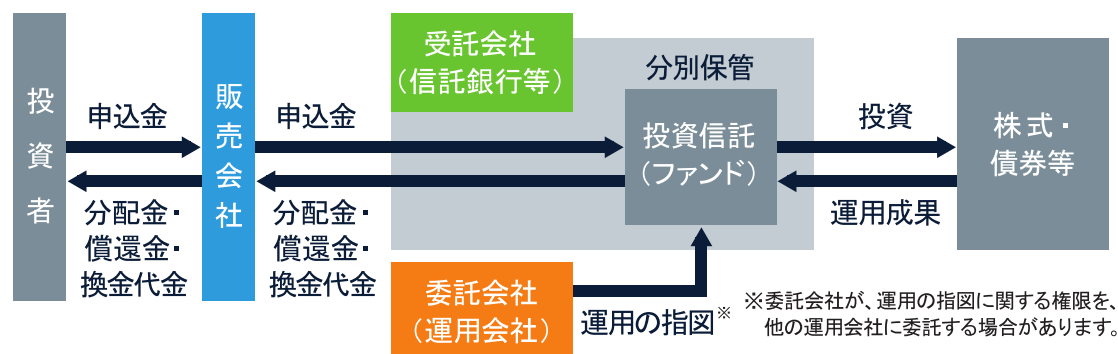
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

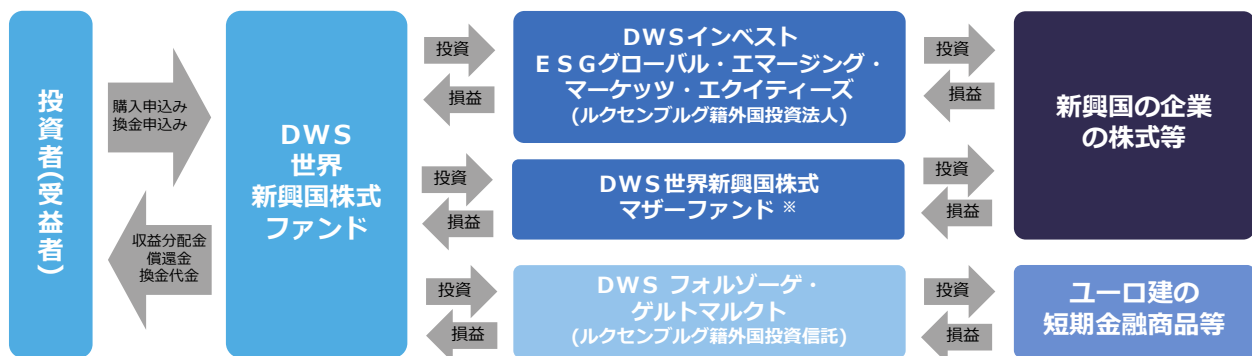
1 「DWSインベストESGグローバル・エマージング・マーケッツ・エクイティーズ」への投資を通じて、世界の新興国^{※1}の株式等^{※2}に投資を行います。

※1 投資対象国となる新興国は、投資を行う時点で、MSCIまたはスタンダード・アンド・プアーズの新興国株式インデックスの構成国、世界銀行が「低所得国」または「中所得国」に分類する国（MSCIワールド・インデックスの構成国を除きます。）のいずれかに該当する国とします。なお、投資対象国となる新興国の定義は、DWSインベストメントGmbHの判断により変更される場合があります。

※2 新興国で主要な事業活動を行う企業の株式や新興国の企業を所有する持株会社の株式を含みます。

2 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

3 ファンド・オブ・ファンドの方式で運用を行います。



※ DWS世界新興国株式マザーファンドについては、保有する有価証券等の売却完了後に投資対象から除外する予定です。

ファンドが主に投資する投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の概要

ファンド名	DWS インベスト ESG グローバル・エマージング・マーケット・エクイティーズ	DWS フォルゾーゲ・ゲルトマルクト
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人	ルクセンブルグ籍外国投資信託
表示通貨	円	ユーロ
運用の基本方針	- 主として新興国の株式、または新興国で主要な事業活動を行う企業の株式に投資を行い、ファンド資産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 - 個別銘柄の分析において、ESG要因を考慮します。また、ポートフォリオの構築にあたっては、DWSが独自に定めたESG投資基準を適用します。 - 原則として、為替ヘッジは行いません。	1ヵ月EURIBORをベンチマークとし、安定的な収益の確保を目指します。
主な投資対象	新興国の企業の株式等	ユーロ建の短期金融商品等
主な投資制限	1 発行体への投資の合計額はファンド資産の10%を超えません。	1 発行体への投資の合計額はファンド資産の10%を超えません。
投資運用会社	DWS インベストメント GmbH	DWS インベストメント GmbH

（注1）DWS世界新興国株式マザーファンドについては、保有する有価証券等の売却完了後に投資対象から除外する予定のため、記載しておりません。

（注2）指定投資信託証券は見直されることがあります。

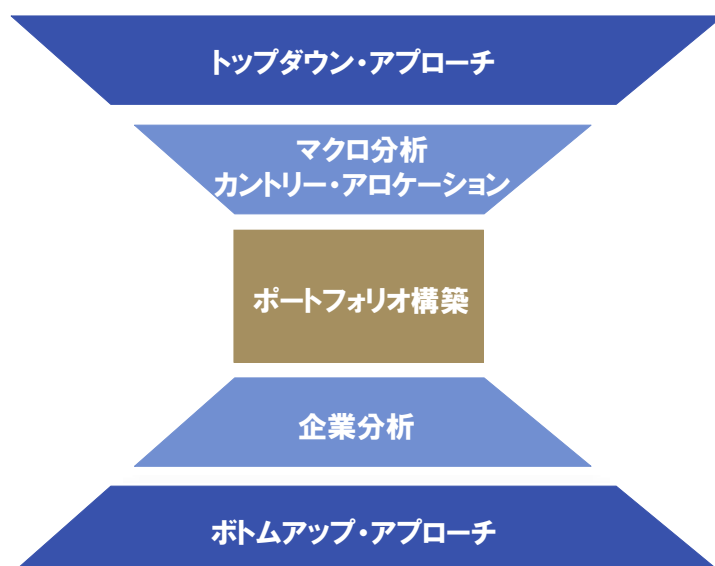
（注3）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

<DWS インベストメント GmbH について>

DWS インベストメント GmbH はDWSグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

<運用プロセス>

- トップダウン・アプローチによる国別配分の決定及びボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の選択に基づき、ポートフォリオを構築します。
- 個別銘柄の分析においては、企業の成長性、経営陣の質、バランスシート、バリュエーション、サステナビリティを重視します。
- 個別銘柄の分析においては、ESG要因も考慮します。また、ポートフォリオの構築にあたっては、DWSが独自に定めたESG投資基準を適用します。



(注1) 上記運用プロセスは、当ファンドの主要投資対象であるDWSインベストESGグローバル・エマージング・マーケット・エクイティーズに関するものです。

(注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<主な投資制限>

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

<分配方針>

毎決算時（原則として毎年2月18日及び8月18日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①株価変動リスク

株価は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

④信用リスク

株価は、発行者の信用状況等の悪化により下落することがあり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の株式は、先進諸国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- ・当ファンドは、大量の換金が発生し短期間で換金代金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

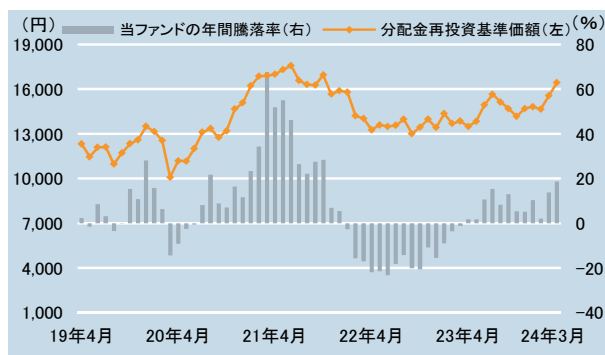
リスクの管理体制

- ・委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

(参考情報)

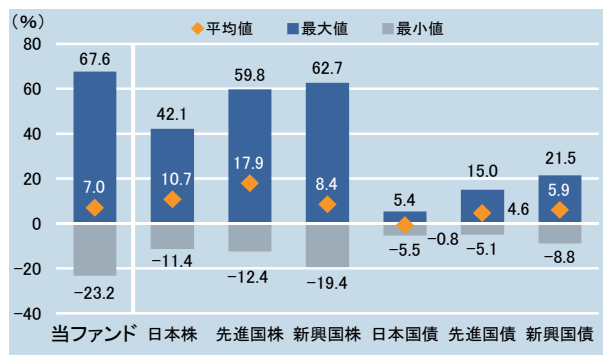
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

(2019年4月～2024年3月)



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

(2019年4月～2024年3月)



- ※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。
- ※3 2019年4月～2024年3月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。
日本株：TOPIX（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・グローバル（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
(注1) すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
(注2) 先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- ・ T O P I X（東証株価指数）の指数値及び T O P I Xにかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等 T O P I Xに関するすべての権利・ノウハウ及び T O P I Xにかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、T O P I X の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ M S C I コクサイ・インデックス及び M S C I エマージング・マーケット・インデックスは、M S C I インク（以下「M S C I」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は M S C I に帰属します。また、M S C I は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・ N O M U R A - B P I は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「N F R C」といいます。）が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は N F R C に帰属します。なお、N F R C は N O M U R A - B P I を用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・ J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・グローバル（除く日本）及び J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、J P M o r g a n C h a s e & C o. の子会社である J. P. M o r g a n S e c u r i t i e s L L C（以下「J. P. M o r g a n」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J. P. M o r g a n は、インデックス及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でインデックス及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J. P. M o r g a n は、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはインデックス及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

3 運用実績

基準日：2024年3月29日

基準価額・純資産の推移 (2014/3/28～2024/3/29)



分配の推移

1万口当たり、税引前	
2024年 2月	0 円
2023年 8月	0 円
2023年 2月	0 円
2022年 8月	0 円
2022年 2月	0 円
設定来累計	1,000 円

- ※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
- ※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。
- なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。
- ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

主要な資産の状況

DWS世界新興国株式マザーファンド^(注)における組入上位10銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率(%)
1	サムスン電子	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.7
2	台湾積体電路製造[TSMC/台湾セミコンダクター](ADR)	台湾	半導体・半導体製造装置	8.4
3	ICICI銀行	インド	銀行	7.6
4	ラーセン&トウブロー	インド	資本財	6.8
5	騰訊控股[テンセント・ホールディングス]	中国	メディア・娯楽	5.1
6	ウェグ	ブラジル	資本財	4.7
7	ウルトラ・テック・セメント	インド	素材	3.9
8	HDFC銀行(ADR)	インド	銀行	2.9
9	携程旅行網[トリップドットコムグループ(ADR)]	中国	消費者サービス	2.8
10	網易	中国	メディア・娯楽	2.8

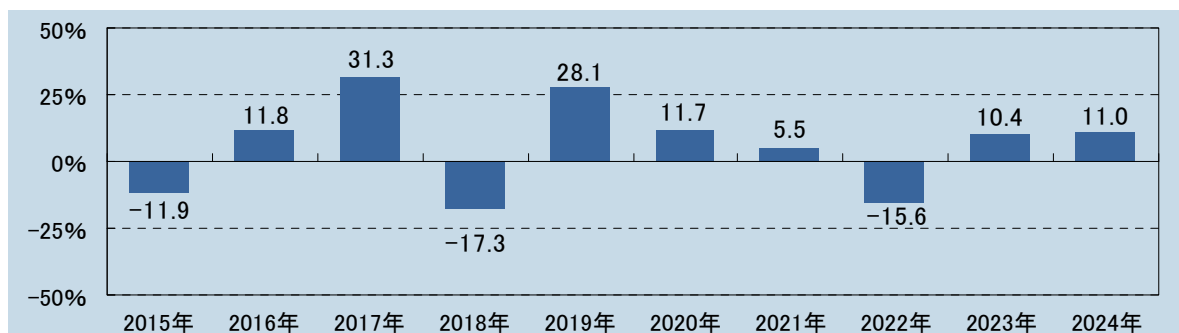
DWS世界新興国株式マザーファンドにおける国・地域別構成比(上位5カ国・地域)

国・地域	比率(%)
中国(含香港)	25.6
インド	22.5
韓国	17.2
台湾	10.8
ブラジル	10.5

※ 比率はDWS世界新興国株式マザーファンドにおける組入比率です。

(注) 2024年4月17日付の約款変更により、主要投資対象を「DWS世界新興国株式マザーファンド」から「DWSインベストESGグローバル・エマージング・マーケット・エクイティーズ」に変更しております。

年間収益率の推移



- ※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。
- ※2 2024年は3月末までの騰落率を表示しております。
- ※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して 7 営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込 受 付 不 可 日	ルクセンブルクの銀行休業日またはフランクフルトの銀行休業日または香港証券取引所の休業日に該当する日とします。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後 3 時とします。 なお、2024 年 11 月 5 日以降は午後 3 時 30 分とします。ただし、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にご確認下さい。
購 入 の 申 込 期 間	2024 年 5 月 18 日から 2024 年 11 月 19 日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消すことができます。
信 託 期 間	設定日（2007 年 1 月 31 日）から 2028 年 8 月 18 日までとします。
繰 上 償 還	・「DWS インベスト ESG グローバル・エマージング・マーケット・エクイティーズ」が償還することとなる場合、繰上償還されます。 ・受益権の口数が 50 億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
決 算 日	原則として毎年 2 月 18 日及び 8 月 18 日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収 益 分 配	年 2 回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	2,000 億円とします。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は 2024 年 3 月末現在のもので、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料		購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3%（税抜 3.0%）を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。	
信託財産留保額		ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用（信託報酬）	実質的な負担（①+②）		信託財産の純資産総額に対して年率 1.883%程度（税込） となります（本書作成日現在）。 信託財産で負担する実質的な運用管理費用（信託報酬）の目安は下記①と下記②の合計になります。
	①当ファンド		日々の信託財産の純資産総額に年率 1.133%（税抜 1.03%）を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用（信託報酬）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。
	配分（税抜）及び役務の内容	委託会社 0.05%	委託した資金の運用等の対価
		販売会社 0.90%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価
		受託会社 0.08%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	②投資対象とする投資信託証券		年率 0.75%以内（本書作成日現在）
その他の費用・手数料		当ファンド及び組入ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、管理報酬、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。 ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 0.10%を上限 とします。 ※当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。	

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 及び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2024年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）

ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（2023年8月19日～2024年2月19日）における当ファンドの総経費率は以下のとおりです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他の費用の比率
2.42%	2.07%	0.35%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

<MEMO>

<MEMO>

<MEMO>